

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 法人

乙 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金3,425,047円を甲に支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金266,746円を乙に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年7月6日

(2) 事故発生場所

鳥取市富安二丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、外側車線から対向車線へ転回しようとした際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型特種自動車（バキュームカー）に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。